平成２４年（フ）第１４２７号
横浜市鶴見区梶山２丁目30番11号　梶山コーポＡ101
債務者　八島　研二
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４２８号
横浜市鶴見区梶山２丁目30番11号　梶山コーポＡ101
債務者　八島　麻紀
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４０号
横浜市旭区南希望が丘57番地の19
債務者　加藤　壮一
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７８号
神奈川県海老名市国分南２丁目５番10号
債務者　鈴木　待子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４１号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目７番８―206号
債務者　松本　順子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１９１号
長崎県長崎市多以良町2110番地89、旧住所長崎県長崎市さくらの里１丁目16番15号
破産者　佐々木ちはる
1　主文　当裁判所が平成24年７月６日午前11時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「長崎県長崎市さくらの里１丁目16番15号」とあるのを「長崎県長崎市多以良町2110番地89、旧住所長崎県長崎市さくらの里１丁目16番15号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年７月20日
長崎地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１７０号
青森県弘前市大字新法師字泉130番地１
破産者　有限会社清藤建設
1　決定年月日　平成24年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１９３５号
仙台市若林区土樋98番地
破産者　朝日電子東北販売株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８７５号
千葉市稲毛区園生町972番地４　３号、開始決定時の住所千葉市花見川区幕張本郷３丁目７番12号　ライオンズステージ幕張本郷302号
破産者　齊藤　穂積
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４９号
千葉県市川市塩焼３丁目８番19―102号　パピヨン行徳
破産者　白井　正親
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目30番15―510号
破産者　株式会社テクノオオタ
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３５４７号
名古屋市中川区広川町３丁目１番地
破産者　株式会社名古屋下村商店
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２３号
愛知県瀬戸市田端町２丁目15番地
破産者　磯崎調査設計株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３６０号
愛知県春日井市八幡町107番地の13
破産者　有限会社軽物流愛知
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７０号
広島市西区観音町６番７号
破産者　広島測器株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
鹿児島県鹿児島市武２丁目26番10号
破産者　メルスィ・フーズ有限会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
名古屋市中区栄２丁目４番３号
破産者　株式会社アグリート
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所